【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（第七条 　削除）

（改正前）

　（公開買付けの届出の手続）

**第七条** 　法第二十七条の二第一項に規定する届出は、当該届出に係る公開買付け（同項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）により買付け（有価証券との交換を含む。以下同じ。）をする株券等を実質的に所有することとなる者が、同項に規定する書面及び添附書類三通を大蔵大臣に提出してしなければならない。

２　前項の届出をしようとする者（以下「公開買付届出義務者」という。）が外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合には、当該公開買付届出義務者は、公開買付けによる株券等の買付けに係る事務を取り扱う証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）又は銀行で当該公開買付けに係る届出に関する一切の行為を代理するものによらなければ、当該届出をすることができない。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】

（改正後）

　（公開買付けの届出の手続）

**第七条** 　法第二十七条の二第一項に規定する届出は、当該届出に係る公開買付け（同項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）により買付け（有価証券との交換を含む。以下同じ。）をする株券等を実質的に所有することとなる者が、同項に規定する書面及び添附書類三通を大蔵大臣に提出してしなければならない。

２　前項の届出をしようとする者（以下「公開買付届出義務者」という。）が外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合には、当該公開買付届出義務者は、公開買付けによる株券等の買付けに係る事務を取り扱う証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）又は銀行で当該公開買付けに係る届出に関する一切の行為を代理するものによらなければ、当該届出をすることができない。

（改正前）

　（公開買付けの届出の手続）

**第七条** 　法第二十七条の二第一項に規定する届出は、当該届出に係る公開買付け（同項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）により買付け（有価証券との交換を含む。以下同じ。）をする株券等を実質的に所有することとなる者が、同項に規定する書面及び添附書類三通を大蔵大臣に提出してしなければならない。

２　前項の届出をしようとする者（以下「公開買付届出義務者」という。）が外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合には、当該公開買付届出義務者は、公開買付けによる株券等の買付けに係る事務を取り扱う証券会社又は銀行で当該公開買付けに係る届出に関する一切の行為を代理するものによらなければ、当該届出をすることができない。

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（公開買付けの届出の手続）

**第七条** 　法第二十七条の二第一項に規定する届出は、当該届出に係る公開買付け（同項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）により買付け（有価証券との交換を含む。以下同じ。）をする株券等を実質的に所有することとなる者が、同項に規定する書面及び添附書類三通を大蔵大臣に提出してしなければならない。

２　前項の届出をしようとする者（以下「公開買付届出義務者」という。）が外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合には、当該公開買付届出義務者は、公開買付けによる株券等の買付けに係る事務を取り扱う証券会社又は銀行で当該公開買付けに係る届出に関する一切の行為を代理するものによらなければ、当該届出をすることができない。

（改正前）

（新設）